# 年金記録訂正請求に係る答申について

## 東北地方年金記録訂正審議会 平成31年3月27日答申分

### ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金関係 1件

厚生局受付番号 : 東北 (受) 第 1800137 号 厚生局事案番号 : 東北 (厚) 第 1800026 号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)におけるC共済組合 員資格の喪失年月日を昭和55年2月11日から昭和56年2月11日に訂正し、標準 報酬月額については、昭和55年3月は6万7,000円、同年4月から同年10月まで は6万9,000円、同年11月から昭和56年2月までは7万6,000円とすることが必 要である。

昭和55年2月11日から昭和56年2月11日までの期間については、厚生年金保 険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、 保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年2月11日から昭和56年2月11日までの期間のC共済組合掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請求期間: 昭和55年2月11日から昭和56年2月11日まで 私は、A事業所に昭和56年2月10日まで勤務したが、C共済組合の組合員資 格喪失年月日は昭和55年2月11日と記録されている。同事業所における雇用保 険の離職年月日も昭和56年2月10日と記録されているので、調査の上、同共済 組合の組合員資格喪失年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者から提出されたA事業所における雇用保険の加入記録、B事業所から提出された請求者のA事業所に係る雇用保険被保険者離職票(以下「離職票」という。)及び労働者名簿並びに請求者のA事業所における上司及び同僚の回答により、請求者は請求期間にA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、C共済組合から提出された請求者の組合員資格喪失届(以下「組合員資格 喪失届」という。)によると、資格喪失年月日は昭和55年2月11日、資格喪失の 事由は自己都合として、約1年後の昭和56年2月16日に届出が行われていることが確認できるものの、上記の労働者名簿、離職票、雇用保険の加入記録、請求者のA事業所に係る健康保険被保険者原票及び請求者から提出された退職願の控えで確認できる請求者の退職年月日又は資格喪失年月日は、すべて請求者が退職したとする昭和56年2月10日と一致又は符合しており、組合員資格喪失届における資格喪失年月日のみが、請求者が退職したとする日の1年前の日付である昭和55年2月11日と記載されていることが確認できる。

さらに、C共済組合は、組合員資格喪失届については、A事業所から提出された届書のみで処理したものと思われる旨回答している上、B事業所は、組合員資格喪失届における資格喪失年月日と上記労働者名簿及び離職票の退職年月日並びに健康保険被保険者資格の喪失年月日が1年相違していることについて分からないと回答しており、A事業所が組合員資格喪失届における資格喪失年月日を昭和55年2月11日として届出を行ったことについて合理的な説明は無く、同年2月の前後において、請求者の雇用形態、勤務形態及び給与形態に変更があったことはうかがえず、請求者が同年2月11日に組合員資格を喪失する特段の事情は見当たらない。以上のことから、A事業所は、請求者のC共済組合員資格の喪失年月日について、同共済組合へ昭和56年2月11日と届出を行うべきところ、誤って昭和55年2月11日と届出を行ったものと考えざるを得ない。

また、C共済組合から提出されたA事業所に係る昭和56年2月分の組合員資格 異動届等処理済通知書(控)(以下「処理済通知書」という。)により、請求者に係 る同共済組合掛金については、同月分の掛金で精算されるまで同共済組合から同事 業所へ納入の告知が行われていたことが確認できるところ、請求期間当時の社会保 険事務担当者は、同共済組合からの請求額と従業員から控除した同共済組合掛金の 合計額を毎月確認していた旨陳述している上、上述のとおり請求者は請求期間にお いて雇用形態、勤務形態及び給与形態に変更は無く、継続して同事業所に勤務して いたことが認められることから、請求者は請求期間において処理済通知書で確認で きる標準給与月額に見合う同共済組合掛金を継続して控除されていたと推認でき る。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間に係るC共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同共済組合員資格の喪失年月日を昭和55年2月11日から昭和56年2月11日に訂正することが妥当である。一方、C共済組合から提出された請求期間当時の同共済組合法及び同共済組合定款によると、請求期間当時の同共済組合の組合員期間の計算は、資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数によるとされ、同共済組合掛金については、資格を取得した日の属する月からその資格

を喪失した日の前日の属する月までの各月につき、徴収する旨規定されていること

が確認できる。

したがって、昭和55年3月分から昭和56年2月分までの期間の標準報酬月額については、処理済通知書により確認できる請求者の標準給与月額に係る記載から、昭和55年3月は6万7,000円、同年4月から同年10月までは6万9,000円、同年11月から昭和56年2月までは7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の昭和55年2月11日から昭和56年2月11日までの期間に係るC共済組合掛金を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求どおりの組合員資格喪失届を同共済組合に対して提出したが、当該期間の同共済組合掛金を納付したか否かについては不明と回答しているものの、同共済組合から提出された組合員資格喪失届における請求者の資格喪失年月日が昭和55年2月11日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として組合員資格喪失届が提出され、その結果、同共済組合は、請求者の当該期間に係る同共済組合掛金について納入の告知を行っておらず(C共済組合が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき同共済組合掛金に充当した場合又は同共済組合掛金を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る同共済組合掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1800138 号 厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1800027 号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年8月1日から平成3年1月1日まで

私は、請求期間当時、B県C市に所在したD社で、E工事やFの溶接をする仕事をしていた。同社には請求期間に継続して勤務していたのではなく、仕事があるときに同社から工事の現場へ呼ばれ、長期の場合は1年超、短期の場合は3か月から4か月の期間労働者として勤務していた。同社から支払われた給与から厚生年金保険料(以下「保険料」という。)が控除されていたと思うが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

#### 第3 判断の理由

G法務局の回答によると、C市内において請求者が勤務していたとするD社で商業登記は確認できないものの、事業所名称が類似しており、代表取締役の姓、事業所の所在地及び事業内容が請求者の陳述と符合するA社が確認でき、請求者が勤務していたとする事業所は、同社であると推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、D社及び A社が厚生年金保険の適用事業所となった形跡は見当たらない。

また、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、同社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成15年3月31日に解散しており、オンライン記録によると、上記閉鎖登記簿謄本により確認できる請求期間の同社の代表取締役は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、上記閉鎖登記簿謄本により確認できる請求期間のA社の取締役の所在は確認できるものの、請求者は、元取締役に対する照会を希望していないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者は請求期間の同僚の氏名は覚えていない旨陳述しており、同僚を 特定することができないことから、請求者の請求期間における勤務実態及び保険料 の控除について確認することができない。

また、請求者に係るH県I町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録による と、請求期間は国民年金被保険者となっており、請求期間のうち平成元年4月から 平成2年12月までは申請免除期間であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。